

【解説 1】日立技術士会倫理綱領を策定するに至った経緯

近年、データや公文書の書き換えなどが横行し、企業や組織における倫理の問題は社会的な重要課題となっている中で、日立技術士会は日立グループの技術者倫理の要として期待されています。

日立技術士会ではこれまで、倫理綱領を制定していませんでした。これは、「日立グループ行動規範」の中に技術者倫理(1.5)が明文化されており、日本技術士会にも倫理綱領が規定されているため、これらを遵守することで日立技術士会としてあえて倫理綱領を規定する必要がないとの考えからでした。

今般、「日立グループ行動規範」が大幅改定された(2018年4月)ことを契機に、日立技術士会としての倫理綱領を作成することとし、倫理検討ワーキンググループの中でその内容を検討してきました。

今回策定した倫理綱領(案)は、技術士が遵守すべき「技術士法」と日本技術士会の「技術士倫理綱領」、日立グループの一員として遵守すべき「日立グループ行動規範」、および、全米プロフェッショナルエンジニア協会(NSPE)など他の団体等が規定している倫理綱領と整合性をとりながら、新しい倫理の考え方を独自の項目(第10項)として取り入れ策定しました。

【解説 2】日立技術士会倫理綱領の内容に関する補足

日立技術士会倫理綱領は、日本技術士会が示す7原則(右表)と倫理綱領を参考に整理し、独自の項目を追加しました。

改定前の「日立グループ行動規範」(改定前を旧行動規範、改定後を新行動規範、と呼ぶ)から引用した文言をベースに必要に応じて文言を追加・修正する形で倫理綱領(案)を策定しました。以下、内容について補足します。

対人関係と価値基準(7原則)対応表	
対人関係	7原則
[技術者]対[公衆]	公衆優先原則
	持続性原則
[技術者]対 [業務の相手方]	有能性原則
	真実性原則
	誠実性原則
	正直性原則
[技術者]対[技術者]	専門職原則

【出展】日本技術士会

(1) 公衆利益の優先

最も大切な項目である「公衆の安全、健康および福祉を最優先」を最初に置きました。

旧行動規範 1.5(技術者倫理)の第1項前半、日本技術士会倫理綱領の第1項などと同じ趣旨です。

(2) 持続可能性の確保

SDGsでも提唱されている「社会の維持可能性」「地球環境の保全」に関する項目です。

新行動規範の第1項(持続可能な社会)、旧行動規範 1.5(技術者倫理)の第2項、日本技術士会倫理綱領の第2項などと同じ趣旨です。

(3) 有能性の重視

a. 技術士には複数の分野があり「自分の有能な領域」で社会に貢献することを示しました。

日本技術士会倫理綱領の第3項に旧行動規範 1.5(技術者倫理)の第1項後半を加えています。

b. 「自分の有能な領域」を超える業務を含め、技術者が相互協力し「共同で問題の解決に当たる」としました。旧行動規範 1.5(技術者倫理)第3項後半、日本技術士会倫理綱領の第8項と同じです。

(4) 真実性の確保

「客観的かつ事実に基づいた情報」を用いた、業務の依頼者や公衆への説明責任を示しました。

旧行動規範 1.5(技術者倫理)の第4項、日本技術士会倫理綱領の第4項などと同じ趣旨です。

(5) 正直かつ誠実な行動

a. 「正直、誠実かつ公平に責任を持って判断し実行」することを示しました。

新行動規範の第2項(誠実で公正な事業活動)、旧行動規範 1.5(技術者倫理)の第3項前半、日本技術士会倫理綱領の第5項などと同じ趣旨です。

- b. 技術者は信用第一、プライドを持って業務に当たり「品位の保持」に努めることを示しました。
日本技術士会倫理綱領の第7項などと同じ趣旨です。

(6) 秘密の保持

秘密保持の義務を示すとともに、情報によっては公衆優先原則を重んじることを明示しました。
新行動規範の第5項(情報の管理)、旧行動規範1.5(技術者倫理)の第5項、日本技術士会倫理綱領の第6項などと同じ趣旨です。

(7) 知的成果及び人権の尊重

他者の権利と名誉の尊重として、「知的成果」や「人権」について明示しました。
新行動規範の第6項(知的財産)・第3項(人権の尊重)、旧行動規範1.5(技術者倫理)の第6項前半や第4章(人権の尊重)などと同じ趣旨です。

(8) 技術者としての行動

- a. 法令遵守を示すとともに、「国際行動規範を最大限尊重する」ことも示しました。
新行動規範の2.1(6)、旧行動規範の3.6、日本技術士会倫理綱領の第9項などと同じ趣旨です。
- b. 多様性の尊重を示すとともに、「技術を通じて公衆と喜びを共にする」ことも示しました。
新行動規範の3.(4)、旧行動規範1.5(技術者倫理)の第7項などと同じ趣旨です。

(9) 継続研鑽

自らの継続研鑽だけでなく「後進を育成して技術の継承」を行うこと示しました。
旧行動規範1.5(技術者倫理)の第8項、日本技術士会倫理綱領の第10項などと同じ趣旨です。

(10) 志向倫理の追究 (独自の項目)

これまでの予防倫理(責任や義務の強調)に加え、志向倫理(正しい判断と行動で社会に貢献することを通じて自らも幸福を得る“well-being”)の考え方を究めることを示しました。
他の倫理綱領にはない、日立技術士会独自の項目です。

日立技術士会倫理綱領(案)と主な規程等との対応表

#	7原則	日立技術士会倫理綱領(案)	日立グループ行動規範(新)	日立グループ行動規範(旧)	日本技術士会倫理綱領	技術士法
1	公衆優先原則	1. 公衆利益の優先		1.5(技術者倫理) 第1項 公衆優先	1.公衆の利益の優先	45条の2 公益確保
2	持続性原則	2. 持続可能性の確保	1 持続可能な社会	1.5(技術者倫理) 第2項 持続可能性	2.持続可能性の確保	45条の2 環境の保全
3	有能性原則	3a. 有能性の重視			3.有能性の重視	46条 名称表示
4	真実性原則	4. 真実性の確保		1.5(技術者倫理) 第4項 説明責任	4.真実性の確保	
5	誠実性原則	5a.正直かつ誠実な行動	2. 誠実で公正な事業活動	1.5(技術者倫理) 第3項 誠実な履行	5.公正で誠実な履行	
		6. 秘密の保持	5. 情報の管理	1.5(技術者倫理) 第5項 機密保持	6.秘密の保持	45条 秘密保持 59条 罰則
		7. 知的成果及び人権の尊重	6. 知的財産 3. 人権の尊重	1.5(技術者倫理) 第6項 知的成果 4.(人権の尊重)		
6	正直性原則	5b.品位の保持			7.信用の保持	44条 信用失墜 56条 業務報酬
7	専門職原則	3b.相互協力		1.5(技術者倫理) 第3項 相互協力	8.相互の協力	
		8a.法令遵守	2.1(6) 法令遵守	3.6(法令遵守)	9.法令の遵守等	
		8b.多様性の尊重	3.(4) 人権の尊重	1.5(技術者倫理) 第7項 多様性		
		9. 継続研鑽		1.5(技術者倫理) 第8項 自己研鑽	10.継続研鑽	47条の2 資質向上
—	(独自)	10.志向倫理の追究				

(注) 日立グループ行動規範は、2018年4月に改定されたため、改定後を(新)、改定前を(旧)とした